

## 建築構造調査士運営委員会報告

### 第3回建築構造調査士資格試験の実施状況について

建築構造調査士運営委員長 山下 賢治

#### 1. はじめに

本協会認定「建築構造調査士」資格制度は、これまでの2年間の協会認定資格試験の実施によって、延べ166名の建築構造調査士が誕生いたしました。

今年度は、本資格制度の運用3年目となりますが、今年度受講希望者は延べ43名が集い、先般「第3回建築構造調査士試験(資格講習会)」を実施いたしました。

#### 2. 平成24年度(2012年度)の第3回認定資格試験の実施状況

平成24年10月31日 (第1日目)資格認定テキスト講習会を実施済み。

平成24年11月28日 (第2日目)資格認定実技講習会・判定試験を実施済み。

平成25年 2月 中旬 建築構造調査士試験判定会の実施予定

平成25年 2月 末日 第3回資格認定試験合格発表予定(協会HPに掲載予定)

平成25年 3月 末日 今年度建築構造調査士「資格登録証」の交付・発行予定



H24.10.31 テキスト講習会風景



H24.11.28 実技講習会風景-1



H24.11.28 赤木会長のご挨拶



H24.11.28 実技講習会風景-2

### 3. 建築構造調査士認定資格制度のあるべき姿

協会認定資格となる「建築構造調査士」とは、RC造・S造・これらの混合構造・組積造等の建築物の耐震構造体の現状調査に対して実態を正しく捉え、的確に調査報告のできる実績ある「調査技術者」を資格対象とするものであり、一方の調査結果に基づく診断計算・評価・補強設計等を分担する一級建築士等の「診断技術者」とは、両翼の一端を担うような相互関係にあるものと位置付けられます。

この資格制度の役割は、正会員・賛助会員各社の社員を対象として、建築構造物の調査を実施する技術者の育成、資質の向上、耐震診断・耐震補強に関連した調査技術の共有化とともに、協会の社会的基盤の確立、社会的地位の向上を志向するための一助となること大きな目標であり、本協会による責任ある調査活動の証として、この認定資格制度を有効に活用することで、ニーズの拡大やさらなる発展が大いに期待されます。

### 4. 本認定資格試験の受験要件

本認定資格試験の受験要件は、下記の3項目を満足することが条件となります。

- 本協会の正会員、または賛助会員であること。
- 日頃の業務において、既存構造物の現地構造調査に対して、実態を正しく捉え、的確に調査報告のできる経験ある調査技術者であること。
- 本協会の一員として、構造調査等を通して、本調査士資格を内外に広く活用、周知、普及していく強い意志を持つ調査技術者であること。

### 5. 「建築構造調査士」認定資格の取得・登録

- 合否判定 : テキスト・実技講習及び判定試験結果に基づき、当運営委員会において合否判定を行い、年度内に合格者を決定する。
- 資格登録証の交付 : 受講合格者には、本協会認定の資格登録証を交付する。
- 登録の有効期限 : 合格後3年間とする。
- 登録の更新 : 有効期限年度の更新講習会を受講しなければならない。
- 登録資格の表示 : 構造調査業務に就くときは、必ず本資格証を携帯すること。
- 名刺への資格表示 : 「建築構造調査士(STREC)」と表示すること。



「資格登録証」

### 6. おわりに

本協会認定資格制度は、これまで以上に益々の資格制度の充実・向上に鋭意努めてまいりますので、正会員・賛助会員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

以上